

Public Relations

広
報



<http://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>



今月の表紙 みこし渡御～威勢の良い掛け声とともに、町内を練り歩きました～

特集 平成23年度 花壇コンクール入賞作品

第20回 つべつふるさとまつり

まちの話題 津別高校1年生が農業体験 自分たちで植えたジャガイモを収穫

「おしらせ道ねっと」 あいおい道の駅で地域情報を発信

温故知新

健康の秘訣は体を動かすこと

本町 辻 義夫 さん

千代子 さん

2011.10
NO.586

平成23年度花壇コンクール

幸町自治会が 最優秀賞受賞



最優秀賞 幸町自治会



優秀賞 津別町商工会女性部



優秀賞 豊永第3自治会



優秀賞 活汲第3自治会女性部



優良賞 活汲中央自治会



優良賞 豊永第1農事組合育苗団体



努力賞 共和第2自治会



優良賞 布川自治会

今年の夏もまた町内各地の花壇で、自治会や学校、団体の方々が丹精込めて育てた花々が咲きそろう、その鮮やかな彩りが人々の目を惹きつけてくれました。
33回目を迎えた花壇コンクールには16団体が参加。8月29日に行われた花のまち推進協議会の役員による現地審査で、デザイン、配色、花の生育状況などが審査され、8団体が入賞しました。
コンクールに参加した町内16ヶ所の花壇の写真は、さんさん館と中央公民館に掲示されました。

おめでとうございます
最優秀賞
・ 幸町自治会
優秀賞
・ 津別町商工会女性部
・ 活汲第3自治会女性部
・ 豊永第3自治会
優良賞
・ 布川自治会(布川会館)
・ 活汲中央自治会
・ 豊永第1農事組合育苗団体(豊永会館)
努力賞
・ 共和第2自治会

つべつふるさとまつり開催!



夜も多くの人出がありました



子どもこしも頑張りました



おいしそうな出店がたくさん!!



金魚すくいとボールすくいはまつりの定番



フアファは子どもに大人気



活汲小中学校のリコーダー演奏と津別中学校ブラスバンド演奏



伝統の駒踊り



子どもたちで賑わった、とんちん館・射的・スマートボール



町内を練り歩く担ぎ手衆

9月9日と10日の二日間、津別神社前の町道などを会場に第20回つべつふるさとまつりが開催され、町内外から訪れた多くの見物客が秋祭りの風情を満喫しました。
境内のステージでは、津別中学校吹奏楽部の演奏や活汲小学校によるリコーダー演奏などに耳を傾け、商店街や職場、サークルなどの手作りの露店が軒を連ねた町道では、そぞろ歩きや様々なアトラクションを楽しみました。
10日には、津別神社秋季例大祭の勇壮なみこしや、可愛らしい子どもみこし、伝統の駒踊りが町内を練り歩き、祭りの雰囲気を一層盛り上げました。
また、つべつふるさとまつり実行委員会(佐々木利明実行委員長)が20年にわたり、暴力団の資金源封鎖と青少年の健全育成に貢献したとして、美幌警察署(谷口廣明署長)から感謝状が贈られました。

津別高校1年生が農業体験
自分たちで植えたジャガイモを収穫



9月9日、津別高等学校の「総合的な学習の時間・農業体験」が、高台の(株)とうとう農場堂藤優代表取締役において行われ、参加した1年生29名が秋空の下で収穫作業に汗を流しました。

今回収穫したのは、生徒たちが5月に作付したジャガイモと同農場が育てた大豆。農作業は初めてという生徒も多く、土の中から掘り出されたジャガイモの大きさに歓声が上がっていました。
収穫した作物はそれぞれ家庭に持ち帰り、地元の豊かな大地の恵みを味わいました。

「おしらせ道ねっと」
あいおい道の駅で地域情報を発信

9月14日、あいおい道の駅で北海道コカ・コーラボトリング(株)福井誠北見販売部長、北海道開発局(板倉純網走開発建設部長)、佐藤多一町長の三者協働で開設する「おしらせ道ねっと」の協定書手交式及び点灯式が行われました。

「おしらせ道ねっと」とは、電光掲示板が装備された自動販売機に地域情報を発信し、周辺地域への情報伝達を目的に設置されたものです。また、災害発生時における道路利用者への迅速な情報提供に大いに役立ちます。
今回の協働事業を受け、佐藤多一町長は「災害発生時に情報を提供するだけでなく、立ち寄った観光客にも町の催しを発信し、使い道を広げていきたいと思えます」と、今後の展開に期待をよせています。



町民にカレーと豚汁を提供
美幌自衛隊が炊事車の実演を実施

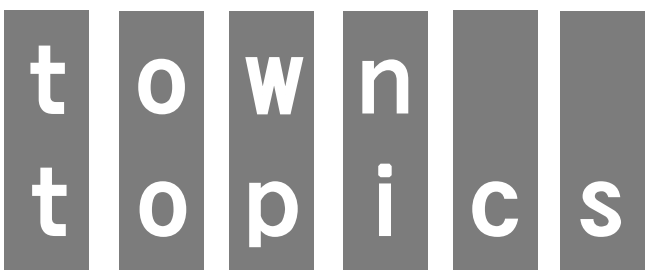
9月11日、豊永のさくら公園で陸上自衛隊美幌駐屯地の炊事車の実演と食事の配給が行われました。



隊員9名が300食以上の米を炊き上げ、大きな釜でカレーと豚汁を調理。会場には、車で訪れる家族連れや隣のふれあい公園で

パークゴルフを楽しんでいる方が立ち寄り、炊事車の前には料理を待つ人で長蛇の列が出来ました。

用意されたカレーと豚汁は完食され、大勢の方が秋晴れの青空の下で、出来立ての美味しい料理を味わいました。

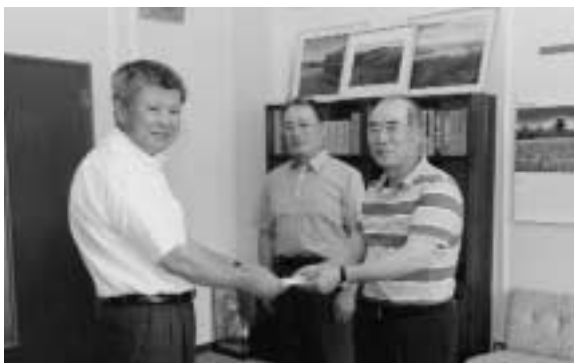


まちのわだい

創業100周年記念御礼
(株)北所鉄工から町に寄附

9月1日、(株)北所鉄工(北所寿志雄代表取締役)から同社の創業100周年記念御礼として、津別町に100万円の寄附がありました。

町長室を訪れ、佐藤多一町長に目録を手渡した北所代表取締役は「消防振興に役立っていただければと思います」と話されました。



目録を受け取った町長は「ご厚意に深く感謝申し上げます。ご趣旨に沿って、有意義に使用させていただきます。お礼の言葉を書き添えました。」

9月3日、温水プール「すいむ」で水泳記録会とプールまつりが開催され、幼児から中学生の子どもたち49名の参加がありました。
記録会では、自分の力量に合わせて15メートルと25メートルの組に分かれ、それぞれの記録更新を目指し、懸命に泳ぐ姿が見られました。
また、記録会後に行われたプールまつりでは、水の中玉入れやビート板の上をいかに早く走りきれるかを競うゲームなどの様々な種目に挑戦。さっそうと水に落ちる子どももいて、会場からはたくさん笑い声と、父母からの歓声が上がっていました。



水の中で楽しいゲームに挑戦
「すいむ」でプールまつり

ツール・ド・北海道
20チームが町を駆け抜ける



9月17日、日本最大規模の自転車ロードレース「ツール・ド・北海道」の第2ステージが行われ、参加20チームの選手たちが町内を駆け抜けました。

午前9時30分に弟子屈町川湯温泉をスタートとした一行は津別峠を経て、役場前、五差路など津別町の市街地を疾走。ゴールの鹿追町に向かって走り抜けました。

沿道の町民たちは、あつという間に目の前を通り過ぎる自転車の速さに驚きながらも、選手が通過するたびに拍手と声援を送っていました。

8月31日、9月5日、9月7日の3回にわたり、青少年芸術劇場(教育委員会主催)が開催されました。
8月31日は、町内の全小学生(津別、活汲、本岐)を対象に「劇団風の子」の「星のひとみ」を上演。また9月5日には、全中学生(津別活汲)を対象にした「劇団たんぼ」による「夏の庭」。9月7日には、乳幼児(保育所、幼稚園等)を対象に「劇団風の子」による「ふらつとぶらつと」が上演され、笑いを交える演技に「楽しかった」と答える子どもたちが多くいました。
この事業は、子どもたちに芸術鑑賞の機会を与え、芸術文化を学ぶための1つとして続けられています。



子どもたちに芸術文化を学ぶ機会を
青少年芸術劇場を開催

知らない人についてはいかない
青葉幼稚園で防犯教室開催



9月13日、青葉幼稚園で防犯教室が開かれました。
園児たちは最初に教材のアニメを見て、知らない人に声を掛けられても絶対について行かないこと、はつきりと「いやだ」と言うこと、すぐに親や先生に知らせることなどを勉強しました。アニメのユーモラスな場面では笑いも起こりましたが、最後まで真剣な眼差しで見入っていました。

続いて津別駐在所の所員の方たちから、知らない人に連れて行かれそうになったら大きな声を出し、まじょっ、などのお話があり、園児たちはみな元気良く返事をしていました。

過去の悔しさを胸に救急救命士を目指す

柏葉 拓実 さん



かしば たくみさん / 平成元年5月生まれ / 津別消防署に勤務 / 東4条

青春

くるーずあっぷ

今回お話を伺ったのは、今年の5月から津別消防署に勤務する柏葉拓実さんです。

津別町出身で、小、中学校を津別町で過ごした後、北見緑陵高校、吉田学園医療歯科専門学校救急救命士学科を卒業。現在は、救急現場のサポーターを担当しています。「学校で学んできたことと実際の現場には大きな差があり、緊張感がまるで違いました。今は救急の現場のみ出勤していますが、まだまだ勉強すべきところがたくさんあります」と就職当初を振り返ります。

柏葉さんは、危険な現場に遭遇することもある消防をなぜ目指したのかを伺うと、「高校時代、事故現場に遭遇し、いざという時に何もできなかった自分が悔しくて、人を助ける仕事を選びました」と正義感に溢れる一面が伺えます。

また、救急現場に向かい、救助した方に「ありがと」といって言葉をいただいたことに消防としての喜びを感じたそうです。「この人がいれば大丈夫だといわれるような救急救命士を目指して頑張ります」と意気込みを語っていただきました。

健康 いきいき

子どもの頃から大切な歯

津別町の3歳の30%がむし歯がある、むし歯を治療したこのある子どもです。これは、近隣市町村と比べると少し多い数字です。どうせ生え替わるから・・・ではなく、子どもの頃から歯を大切にする習慣をつけましょう。

食べる時間を決める
子どもの欲しがままに食べ物を与えていると、口の中は常にむし歯の発生しやすい環境になります。食事の時間、おやつ時間を決め、だらだら食べさせないのがポイントです。

甘いものは喜ぶけれど・・・
おやつでは特に、キャラメル、飴、チョコレート、ジュースなどは糖分が多く、歯にくっつきやすいです。甘いものを控え、甘党に育てないようにしましょう。
歯みがき嫌いにしないために
① 楽しく磨く

歌に合わせてたり、遊びの延長のような楽しい雰囲気を作りましょう。大人も一緒に磨いてお手本を見せるのも良いです。
② 一度に無理強いはいらない
「今は前歯だけね」など、一日のうちは何度か分けても良いですよ。

う。長くなると嫌がります。仕上げ磨きも機嫌の良いときを見計らい、手早く済ませましょう。

仕上げ磨き
子どもはひとりでは歯をきれいに磨けません。仕上げに大人が磨いてあげましょう。小学校低学年くらいまでは、大人が仕上げ磨きをしてあげることが必要です。
子どもは歯ブラシを噛んでしまうので、毛先を広げてしまつので、子ども専用と、大人が使う仕上げ磨き用の二本あると良いですよ。
哺乳歯は1歳半まで
哺乳歯はミルクやジュースを飲ませたり、母乳を与えながら寝かしつけたりする習慣がありませんか。糖分が口の中に長時間残つてしまつと、上の前歯がむし歯になりやすくなります。口の中を清潔に保つて寝かせましょう。
フッ素塗布を助成しています
フッ素はむし歯になりかけた歯を治したり、歯を強くする効果があります。津別町では、就学前の子どもに半年ごとの歯科検診とフッ素塗布の助成券を交付しています。半年に一度、子どもの歯の検診を受けてみませんか。

温故知新

【402】

健康の秘訣は 体を動かすこと

辻 義夫 さん
千代子 さん



つじ よしおさん / 大正4年1月、津別町で生まれる / 96歳
つじ ちよこさん / 大正10年11月、東京で生まれる / 90歳 本町在住

結婚67年目を迎えた辻さんご夫妻。お一人とも卒寿を過ぎたなお豊饒とされておられ、今も裏庭の菜園での畑仕事は欠かさなっています。
津別生まれの辻義夫さんは津別小学校を卒業後、旧制網走中学(現網走南ヶ丘高等学校)に進学するも、「家の事情でほどなく中退し、北見の伊谷呉服店に奉公に入りました。ここで修行を積んだ後、終戦後に津別に戻って生家の呉服店を継ぐことになりました」と語ります。
東京で戦災に遭い、親戚の紹

介で津別に移り住んだ千代子さんが辻さんと結婚したのは終戦間もない昭和20年11月のこと。当時はまだ珍しかった栄養士の資格を持っていたので、その後20年あまり津別小学校で給食の仕事をしたそうです。
やがて、辻さんは商売を食堂に衣替えし、「辻食堂」として再出発。「仕出しの注文が主だったので、朝から深夜まで料理の仕込みに追われることが多かったです。忙しかったですが、仕事から帰った妻も手伝ってくれたのでなんとかがやってこられました。こうした苦労の甲斐もあり、一男一女の子どもたちを、なんとか大学まで進学させることができました」と当時を振り返ります。
これまで病氣らしい病気をしたことがないというお二人は、健康の秘訣を問うと、「若いころから体を動かすのが好きで、戦後は朝野球に熱中しました。仕事を引退してからはテニスをよくやりました」と辻さんは話します。千代子さんは栄養士らしく「ちゃんとした食事をとることです」とのこと。毎日自家栽培の野菜を使った千代子さんの手料理が食卓に並びます。
二人合わせて186歳のご夫妻。いつまでもお元気で過ごしてください。

暮らしを支える

税

納付のお忘れは ありませんか？

9月30日までに、町道民税の1期、2期、固定資産税1期から3期、国民健康保険税の1期から4期、軽自動車税全期分の納期限が到来しています。役場から届いている納付書を確認していただき、納期限が過ぎて納付を忘れていたものがありませんか？ 至急納付をお願いします。
納期限を過ぎますと延滞金の計算の対象となり、納付する税額や納付日より、本税と併せて「延滞金」も納めていただくこととなります。

納期限後、納付されていない税がある。督促状を送りますが、それでもなお納付せず、そのまま放置しておく、給与、預貯金、財産等の差押をするようになります。そのようなことにならないためにも納期限内の納付をお願いします。
また、納期限までに納付できない方は、そのまま放置せず役場収納担当で納税相談されるようお願いいたします。

口座振替制度を利用されている方は通常は月末(郵便局は25日)引落になっていますので振替日前までに口座の残高の確認をお願いします。残高不足で口座振替ができない場合は納付書(役場収納担当で再発行します)で納付していただくことになります。

お知らせ

information

インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。
地域振興グループ ☎ 76 - 2151
FAX 76 - 2976

むし歯ゼロのお友だちを紹介しします

9月6日実施の3歳児健診でむし歯がゼロのお友だちを紹介しします。

細川 惇平くん (共和)
亀井 颯太くん (高台)
門脇 真依ちゃん(達美)
國安 陽菜ちゃん(豊永)
河本 彩太くん (相生)
問い合わせ先
役場健康推進担当
☎ 76 - 2151

弁護士による無料の法律相談を開催

北海道弁護士会連合会による、無料の法律相談「全道一斉すずらん無料法律相談」が開催されます。借金、離婚、相続、破産、交通事故、損害賠償などのことでお悩みの方は、この機会にぜひご利用ください。なお、相談には予約が必要です。

日時 10月27日(木)
午後1時～4時
場所 議会議事堂2階委員会室 (役場横)
予約受付期間 10月21日(金)まで
予約・問い合わせ先 役場住民生活グループ(庁舎1階2番窓口) ☎ 76 - 2151 (内線216、217)

全国労働衛生週間の実施について

平成23年度全国労働衛生週間が実施されます。職場のトップ、管理監督者、産業保健スタッフ、労働者がそれぞれの立場において心の健康の維持・増進に取り組む

障害者職業能力開発校入校生募集

国立北海道障害者職業能力開発校では、平成24年度の入校生を募集します。訓練期間は1年または2年間で、願書受付期間 11月1日～11月20日
問い合わせ先 保健福祉課福祉担当 ☎ 76 - 2151(内線233)
国立北海道障害者職業能力開発校(砂川市焼山60番地) ☎ 0125 - 52 - 2774

「公証週間」休日相談、執務時間延長のご案内

10月1日から7日までは公証週間です。日ごの仕事などの関係で、公証役場へ相談にこられない方のために休日相談、執務時間の延長を行います。費用は無料で、秘密は固く守られますので、この機会にお気軽にご相談ください。相談内容は遺言紛争防止、後継者への事業継承等のため、任意後見契約認知症などに

労働者の心の健康が確保された職場を実現していくことの重要性が高まっていることから、「見逃すな 心と体のSOS みんなでつくる健康職場」をスローガンに9月1日から9月30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として実施されます。

この機会にそれぞれの職場において労働衛生意識の高揚を図りましょう。
問い合わせ先 北見労働基準監督署(安全衛生課) ☎ 0157 - 23 - 7406

JICA海外ボランティア「体験談&説明会」

10月1日から11月7日の期間で、青年海外協力隊(20～39歳、およびシニア海外ボランティア(40～69歳)の募集を行います。派遣期間は原則2年間です(1年派遣制度もあり)。開発途上の国づくり・人づくりに貢献したい、自分の持っている



なった時のため)、協議離婚(養育費、慰謝料支払確保、年金分割等のため)、金銭の貸借、建物賃貸借など公証事務全般です。

休日相談 10月1日(土)午前10時～午後4時(予約制)
執務時間延長 10月3日(月)～7日(金)は午後6時まで
場所・問い合わせ先 北見公証役場 ☎ 0157 - 31 - 2511

介護給付費通知書の発行について

10月に介護給付費通知書を発行します。

介護サービスを受けた時にお支払いになった金額等を3ヶ月ごと(4月～6月、7月～9月、10月～12月、1月～3月)に取りまとめ、年4回お知らせするものです。今回発行するのは、平成23年4月～6月の分です。

なお、期間中に一度も介護サービスの利用がなかった方には、発行されません。
問い合わせ先 保健福祉課介護保険担当 ☎ 76 - 2151(内線230)

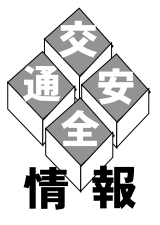
技術や経験を活かしてみたいという意欲のある方を求めています。

なお、道東地域での募集説明会を次のとおり開催しますので、年齢、経験を問わず興味のある方はご参加ください(入場無料・予約不要)。

帯広会場
日時 10月16日(日)シニア海外ボランティア午前10時～12時、青年海外協力隊午後1時～3時30分
場所 JICA帯広帯広市西20条南6丁目
北見会場
日時 10月22日(土)シニア海外ボランティア午前10時30分～12時30分、青年海外協力隊午後1時30分～3時30分
場所 オホーツク木のプラザ 研修室北見市泉町1丁目
問い合わせ先 独立行政法人国際協力機構 帯広国際センター ☎ 0155 - 35 - 1210

悪質な貸金業者に「ご注意ください」

貸金業を営む者は、財務局長または都道府県知事の登録を受けなければなりません。無登録で貸金業を行っている



薄暗い時間帯の事故に注意

薄暮(はくぼ)、黄昏(たそがれ)、マジックアワー、トワイライト……。これらはいずれも、日没後の薄暗い時間帯の呼び名です。

この時間帯は、歩行者や自転車も自分の足元に視線がたよりやすく、周囲への注意が不十分になりがちです。ドライパーは、危険の発見が昼間よりも遅れることを考え、スピードダウン、ライトの早め点灯をこころがけまし

この時間帯のもつひとつの呼び名は「逢魔時(あまがとき)」。夜へと向かうこの時間帯は、古くから魔物が現れると信じられてきました。くれぐれも、交通事故という魔物に魅入られないように...

住民生活グループ ☎ 76 - 2151

地域安全ニュース

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については各防犯協会または警察署にお問い合わせください。

悪質な「押し買い」にご注意

今年に入ってから、北海道内で貴金属類の査定・買取り名目で自宅等を訪問し、強引な買取りや詐欺・脅迫まがいの勧誘行為を行う、いわゆる「押し買い」を行う業者に関する相談が多数寄せられています。

これらの業者は個別に自宅訪問し、貴金属類の査定のためと称して、貴金属類を家人に出させて無断で持ち帰ったり、強引に査定して家人に考える間を与えずに買取りを行ったり、売却を了承するまで帰らなかったりするなど悪質行為を行なっています。

こうした業者に対して、突然の訪問を受けた場合は、玄関ドア越しに対応する様に心がけ、万一室内に入られた場合すぐに退去を促し、応じなければ業者の動向に気をつけながら、美幌警察署(☎72 - 0110)までご連絡をお願いします。

業者を「ヤミ金」といい、無登録営業は貸金業法違反です。容易に借りられるなどの広告を出したりダイレクトメールを送る業者の中には、違法なヤミ金業者も多いことから不安がある場合は、北海道オホーツク総合振興局環境生活課 ☎ 0152 - 41 - 0627 または道庁環境生活部消費者安全課 ☎ 011 - 231 - 4111 (内線24 - 527) までお問い合わせください。

また、北海道ではフリーダイヤルを設置し、専門の相談員が貸金業者を利用している方からの苦情相談を受け付けています。

受付日 毎週月曜日と金曜日の2回(祝・祭日、12/29、1/3を除く)
受付時間 午前10時～12時、午後1時～4時
☎フリーダイヤル0120 - 1178 - 372

ワゴン車での検眼のほがメガネの購入に!

一人暮らしの父が、自宅を訪ねてきた白衣の男性に「検眼をしてあげる」と言われたので、止めてあったワゴン車の中で検眼をしてもらうと、「今のメガネは合っていない」と言われて、メガネを新しく作る事になった。そして、数日後にメガネが届き10万円を現金で支払ったという。しかし、使用感は今までメガネと変わらないから返したいと言っているが返却することはできませんか。

消費生活相談

訪問販売で契約した場合、救済の制度としてはクーリング・オフに相談を。

美幌消費者協会 ☎ 72 - 0366

10月から子ども手当の制度が変わります

支給される子ども手当の月額が一律13,000円から下記のとおり変更されます

- ・ 0～3歳未満（一律） 15,000円
- ・ 3歳～小学校修了前（第1子・第2子） 10,000円
- ・ 3歳～小学校修了前（第3子以降） 15,000円
- ・ 中学生（一律） 10,000円

支払時期は今までと変わりません

平成24年2月に平成23年10、11、12月及び平成24年1月分が、平成24年6月に平成24年2、3月分が支給されます。

新たな支給要件があります

- ・ 子どもに対しても国内居住要件が設けられます（留学中の場合等を除く）。
- ・ 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設置者等に支給する形で手当が支給されます。
- ・ 未成年後見人や父母指定者（父母等が国外にいる場合のみ）に対しても、父母と同様（監護・生計同一）の要件で手当が支給されます（父母等が国外居住の場合でも支給可能）。
- ・ 監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合（単身赴任の場合を除く）は、子どもと同居している方に手当が支給されます（離婚協議中の別居の場合は、子どもと同居する方に手当を支給します）。

今後の手続きについてお知らせします

平成23年10月からの子ども手当を受給するには、これまで子ども手当を受給していた方も含め、支給要件に該当する全ての方が、役場保健福祉課の窓口（公務員の場合は勤務先）に「認定請求書」を提出することが必要となります。なお、提出していただく認定請求書は後日郵送で送らせていただきます。

認定請求書の提出期限については、下記のとおり猶予期間が設けられています。

- ①平成23年10月1日において既に支給要件に該当している方
 - ・・・平成24年3月31日までに認定請求を行えば、平成23年10月分から子ども手当を受給できます。
- ②平成23年10月1日から平成24年2月29日までの間に、新たに支給要件に該当するに至った方
 - ・・・平成24年3月31日までに認定請求を行えば、支給要件に該当するに至った日の翌月分から子ども手当を受給できます。

- 1 平成23年10月1日以降に他の市町村へ転居した時は、転出後の市町村へ認定請求が必要となります。手続きが遅れると、遅れた月分の子どもの手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。
- 2 平成23年10月1日以降に出生などにより支給の対象となる子どもが増えたときには、額改定認定請求が必要です。この場合、額改定認定請求をした日の属する月の翌月分から子ども手当の額が増額されますので、手続きが遅れないようご注意ください。

問い合わせ先 津別町役場 保健福祉課福祉担当 ☎76 - 2151（内線299）

ヒグマによる事故を防ぐために

ハイキングや釣り、レジャーなどで野山へ入る機会が増える季節ですが、近郊の野山に入る場合であっても、常にヒグマによる事故防止に努める必要があります。

野山に入る場合は、ヒグマとの遭遇による事故等を未然に防ぐために、次の事に注意しましょう。

本年は、ヒグマの出産数が多く、ヒグマの出没多発が予想されています。

夏以降、親から分かれた前年生まれの子グマの行動がより活発化しますので、十分に注意してください。

また、9月に山の実なりの豊凶調査を公表していますので確認してください。実なりが悪い場合、ヒグマがより低標高地域に出没し、問題が多発することも予想されますので十分に注意してください。

1. ヒグマに遭遇しないために...

(1)野山に入る前に

地元の市役所・町村役場や森林管理署などで、事前にヒグマの出没情報を確認してください。

ヒグマの出没情報がある地域や、ヒグマの出没を知らせる看板がある場所への立ち入りは避けましょう。また、犬を連れての立ち入りは、ヒグマを興奮させることがあり危険です。

(2)ヒグマに出会わない工夫を

ヒグマの出没が予想される野山では、単独行動を避け、集団での行動を心掛けましょう。野山での単独行動は、人とヒグマの双方で気づくのが遅れ、危険な状況になる場合があります。

また、鈴などの鳴りものを携行したり、見通しの悪い場所では笛を吹くなど、人の存在を早めにヒグマに知らせる工夫をしましょう。特に、ヒグマの活動が活発になる早朝や夕方、ヒグマが人に気づきにくい濃霧時や降雨時は注意が必要です。ほとんどのヒグマは、人の存在に気づけば、自ら遭遇を避けます。

(3)野山での飲食の際に

臭いの強い食料はヒグマを引き寄せる場合がありますので、控えたほうがよいでしょう。また、残飯、空き缶などのゴミは必ず持ち帰りましょう。野山にゴミを捨てたり埋めたりすると、ヒグマがこれらを食べて味を覚えてしまいます。いったん味を覚えたヒグマは、これらの魅力的な食物を得るため、危険な行動をとるようになることが知られています。

2. ヒグマに遭遇したら...

(1)まず落ち着く

あわてることは事故につながります。落ち着いて状況判断をしましょう。特に、走って逃げると追いかけてくることがあるので、危険です。

(2)ヒグマを刺激しない

ヒグマがこちらに気づいていないようであれば、静かに立ち去りましょう。また、距離が近い場合は、視線をそらさずゆっくりと後退してください。

(3)持ち物を取られたら

ザックなどの持ち物をヒグマに取られたときは、あきらめましょう。

注意：野生のヒグマとの遭遇については様々なケースがあり、これで絶対安全という対処法はありません。ここに示した内容については、調査研究や経験から有効と考えられている方法です。山に出かける際には細心の注意をお願いします。なお、野山でヒグマに遭遇したり、足跡などの痕跡を見つけた場合は、各総合振興局・振興局環境生活課自然環境係や地元市町村役場などに、情報をご提供ください。

【参考】

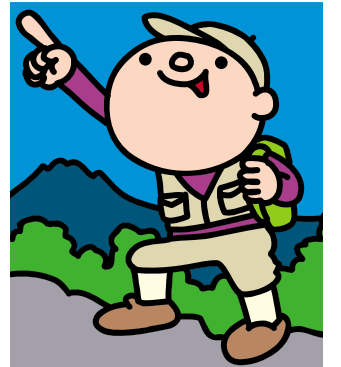
平成22年秋には、ドングリ類が豊作であったことから、平成23年春の子グマの出生率は高いものと想定されます。一般的に子連れのヒグマの母親は、攻撃的で危険性が高いことが知られており、また近年、捕獲地点の広範囲化や市街地付近での出没も見られていることから、厳重に注意してください。

参考ホームページ

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/yasei/yasei/higuma.htm>

問い合わせ先 道庁環境生活部自然環境課動物管理グループ ☎011 - 204 - 5205

津別町役場産業課林政担当 ☎76 - 2151（内線259）



年金三二知識

問い合わせ 戸籍・年金担当
☎ 76 - 2151 内線 222

専業主婦の皆さん！ご存知ですか
第3号被保険者である奥様へ
厚生年金や共済年金などに加入するご主人に扶養されている奥様は、国民年金の第3号被保険者です。保険料はご主人の年金制度が負担しますので、奥様の名前で個別に納める必要はありません。
しかし、ご主人の定年退職や仕事を辞めた場合に注意が必要です。
変更手続きが必要な場合があります
第3号被保険者の立場はご主人あつてのもの。例えばご主人が60歳で定年退職した場合、年金受給権があるご主人は年金に加入する必要がなくなります。しかし、奥様が60歳に満たない場合は、第3号から第1号被保険者への変更手続きをして保険料を納めなければなりません。
専業主婦の方が手続きを忘れがち
専業主婦の奥様の場合、この変更手続きを忘れがちです。ご主人の定年だけではなく、ご主人が仕事を辞めたときも、ご主人の国民年金への加入届けと共に、奥様は第3号から第1号への変更届を役場窓口へ提出しましょう。

10月15日～10月31日

秋の火災予防運動

- サイレン吹鳴
10月15日～10月21日 午後7時00分
 - 消防車による町内広報
10月15日～10月31日
 - 消防車による防火呼び掛け
10月15日(土) 午後1時00分
 - 防火パークゴルフ大会
10月16日(日) 午前9時00分
- お知らせ ●●●●●
- 今年の6月より全ての住宅には、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。
町内の電気店で取り扱っています。



平成23年度 行政書士制度広報月間

9月1日(木)～10月31日(月)

< 取組みの重点 >

1. 権利義務関係業務
 2. 事実証明関係業務
 3. 知的資産に関わる業務
 4. 建設業法関係業務
 5. 農地法関係業務
 6. 運輸交通関係法に関わる業務
 7. 風俗営業関係法に関わる業務
 8. 入国管理関係法に関わる業務
 9. 開発行為に関わる業務
 10. 公有地等に関わる業務
 11. 社会貢献
- ア ADR分野
イ 青年後見分野

問い合わせ先
北海道行政書士会 ☎011 - 221 - 1221

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む)に適用される北海道最低賃金(地域別)が次のとおり改定されます。

最低賃金額 時間額 **705円**

効力発生效年月日 平成23年10月6日

最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、及び時間外等割増賃金は算入されません。最低賃金以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
特定の産業(「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」、「舟艇製造・修理業」)で働く者には北海道の産業別最低賃金が適用されます。

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署(支署)

大規模な(1ヘクタール以上の売買)土地取引には届け出が必要です

1ヘクタール以上の土地取引を行った場合、買い主は、契約の締結した日を含め2週間以内に土地の所在する市役所、町村役場に土地の利用目的などの届け出が必要となります。

届け出を行う人	買い主のみ
届け出の期間	契約締結日を含め2週間以内
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 届出書 1部(4部複写) 土地売買契約書(写し) 3部 位置図 3部 地積図 3部 森林林班図 1部(任意・土地が森林の場合、参考資料として提出) 森林調査簿 1部(任意・土地が森林の場合、参考資料として提出)

問い合わせ先
役場地域振興グループ ☎76 - 2151 (内線242)

10月は、町道民税第3期 国保税第5期の納付月です

納付期限は**10月31日(月)**

口座振替をご利用の方は引落口座の残高のご確認をお願いいたします。

問い合わせ先 ☎76 - 2151 税務担当(内線220・221)
収納担当(内線218)

公衆浴場営業時間の変更について

公衆浴場の利用状況調査のために、下記の期間中の営業時間を変更しますので、お知らせいたします。

< 変更期間 >
平成23年11月1日～平成24年3月31日

< 営業時間 >
午後3時～午後9時

問い合わせ先 住民生活課環境衛生担当
☎76 - 2151 (内線215)

木質ペレットストーブ購入費補助のご案内

津別町の豊富な森林資源を活かし、化石燃料の代替による二酸化炭素の追加的排出の伴わないバイオマスエネルギーの利活用を推進し、地球温暖化防止対策、森林の多面的機能の向上及び資源の地産地消による地域資源循環システムの構築を目的に、木質ペレットストーブを購入する方に対し、購入費の一部を補助します。

補助の対象者

津別町内に住所を有し、町内の住宅や事業所、自治会などの活動拠点施設に木質ペレットストーブを設置する方
町税を滞納していない方
平成24年3月31日までに購入し、設置できる方
ペレットストーブの使用状況等について、町が行うモニター調査に協力できる方

補助金の額等

ペレットストーブ(中古品を除く)本体(設置費等を除く)の税抜き価格の2分の1以内(千円未満は切り捨て)で、1台20万円を限度とします。
平成23年度は、5台の補助を予定しています(町の予算枠を満了し次第、締め切りとなります)

補助の申請書類

補助金等交付申請書
経費の内訳が明記されている見積書の写し
ペレットストーブ設置位図及び平面図
町長が発行する納税証明書
ペレットストーブの仕様等が確認できるカタログ

その他

設置完了後、補助事業等実績報告書を提出していただきます。
町による現地確認調査を実施します。
補助金の交付は、現地調査後となります。
その他、津別町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱によります。

補助を希望される方は、ペレットストーブ購入前に補助の申請手続きを行ってください。

お問い合わせ・申請先 役場産業課林政担当 ☎76 - 2151 (内線259)